

文教厚生委員会会議録

- 1 期 日 平成23年9月14日(水)
- 2 会 場 第2委員会室
- 3 開会時刻 午前9時50分
- 4 閉会時刻 午前11時55分 (休憩10分)
- 5 出席者 委員長 大庭 博雄 副委員長 鈴木 久男
委員 大石與志登 委員 雑賀 祥宣
" 高木 敏男 " 豊田 勝義
" 柴田 正美 " 中上 禮一
- 当局側 教育長、竹原教育次長、松浦病院事務局長、
水野健康福祉部長、所管課長
事務局 議事調査係 鈴木

- 6 審査事項
- ・議案第83号 平成23年度掛川市一般会計補正予算(第3号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第3款 民生費
第10款 教育費
 - ・議案第84号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - ・議案第85号 平成23年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について
 - ・議案第86号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - ・議案第89号 掛川市いこいの広場条例の一部改正について
 - ・議案第90号 掛川市安養寺運動公園条例の一部改正について
 - ・議案第91号 掛川市下垂木多目的広場条例の一部改正について
 - ・議案第92号 掛川市海洋センター条例の一部改正について
 - ・議案第93号 掛川市大東体育施設条例の一部改正について
 - ・議案第94号 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部改正について
 - ・議案第95号 掛川市大須賀体育施設条例の一部改正について
 - ・議案第96号 東遠学園組合規約の変更について
- ・閉会中継続調査申し出事項について 6項目
- ・その他 掛川市教育委員会の事務に関する自己点検・評価報告書

- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成23年 9月14日

市議会議長 竹 嶋 善 彦 様

文教厚生委員長 大 庭 博 雄

(別紙)

7 会議の概要

平成23年9月14日(水)午前9時50分から、第2委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局(教育長)あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第83号 平成23年度掛川市一般会計補正予算(第3号)について

第1条	歳入歳出予算の補正
	歳入中 所管部分
	歳出中 第3款 民生費
	第10款 教育費

第3款 民生費

[福祉課、説明9:51~9:57]

[質疑 9:57~10:08]

○柴田正美委員

(子育て支援費、放課後児童健全育成事業で、夏の電力需給対策による企業の就業時間変更に伴う)臨時学童保育所はそれぞれ何名来たのか。

自立支援法はどのように変わったか。受益に応じて払うということが前提にあると、重度の障害がある人が他の人より多く支払うようになってしまっているのではないかと。

●柴田福祉課長

7月35人(掛川区域12人、大東区域と大須賀区域23人)、8月は32人(掛川区域10人、大東区域と大須賀区域22人)、9月は11日までの途中経過となるが17人(掛川区域6人、大東区域と大須賀区域11人)である。トータルで掛川区域が28人、大東区域と大須賀区域が56人の合計84人である。

障害者福祉費のうち今回追加する同行援護費について、平成23年10月1日付けで障害者自立支援法に一部改正が生じた。視覚障害により移動に著しい困難がある場合の移動支援で、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援として、代筆や代読、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄や食事等の介護等、その他外出の際に必要な援助が新しく加わった。自己負担は1割である。

○柴田正美委員

受益に応じてということは、重度の障害者がより多くの負担を強いられることは変わっていないのですか。

●柴田福祉課長

自立支援法は1割の本人負担という制度であるということをご理解いただきたい。

○高木敏男委員

44頁、共同生活介護費のうち障害者福祉費の助成が月1万円ということだが、375万円の対象人員を伺う。知的障害・精神障害を含めての人数か。

●柴田福祉課長
対象者は75人である。

○豊田勝義委員
母子家庭等支援費は「等」ということは父子家庭も入るか。

●柴田福祉課長
父子家庭も含まれる。

○中上禮一委員
(母子家庭等支援費 高等技能訓練促進事業費で) 看護師2名分ということだが、訓練の対象の職業が決められてくるのか。

●柴田福祉課長
現在のところ看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の5種の職種が対象である。

第3款 民生費 〔高齢者支援課、説明10:08~10:10〕

〔質 疑〕
なし

第10款 教育費 〔教育政策課、説明10:10~〕

曾我小、西郷小、大浜中とあわせて11校の耐震補強計画となる。工事は24年と25年の夏休みを中心に実施する予定。

〔質 疑 ~10:20〕

○雑賀祥宣委員
工事費の総額はどれくらいになるか伺う。

●鈴木教育政策課長
11校分で15億円くらいと思われる。

○中上禮一委員
耐震に関連してどこまで補強するかの内容がわからない。窓枠が動きにくい学校があるが、それらの修繕的なものも一緒に実施できるのか。

●鈴木教育政策課長
基本的には補強計画であるが、多少の修繕は含めて工事を行いたい。

○雑賀祥宣委員
市長の記者会見の新聞報道により、耐震施設等の中で他のところは補強して旧大東の小学校の体育館が後回しになったのだと誤解を招き、市民から問い合わせがあった。まだ補強工事ではなく設計であり、よく説明して誤解を招かないよう注意してほしい。

●鈴木教育政策課長
わかりました。

- 大石與志登委員
補強計画と大規模修繕を両方実施するものがあるか。あればどこの学校か。
- 鈴木教育政策課長
大規模までいくかわからないが、全校に補強とある程度の修繕をやっていく予定である。
- 高木敏男委員
耐震工事を行うと耐震基準の数値は全校同一になるのか。
- 鈴木教育政策課長
数値は一定にはならない。1.0以上を確保するということになるが、構造によってもちがう。
- 柴田正美委員
工事費の見込みの15億円について財源内訳はどうなるか。
- 鈴木教育政策課長
現時点での見込みでは、国費が2億1,000万円、県費が1億3,000万円、一般財源が11億6,000万円である。率では、国が14%、県が8.7%である。

10款 教育費

〔幼児教育課、説明10：20～10：22〕

〔質 疑 ～10:25〕

- 雑賀祥宣委員
土方幼稚園の屋根に太陽光発電設備を設置するとき、園舎の屋根は補強しなくても大丈夫か。
- 佐藤幼児教育課長
園舎の屋根の傾斜に沿って敷設する。パネルは軽量で、建物の構造体の現地調査を充分行い、対応できるということである。
- 雑賀祥宣委員
今後、設置するような場合、強度の調査をした上で、どこに設置するかを決めるのか。
- 佐藤幼児教育課長
一般的には発電効率が良い南向きの斜面、屋根に設置する。一般家庭でも補強せずに設置している。軽量であり、補強を要するものではない。太陽に対する向きや角度があるので、園によっては屋根以外の場所に設置することがあるかもしれない。現地調査をしてからの判断である。

第10款 教育費

〔社会教育課、説明10:25～10：26〕

武道場の移設に伴う経費を移設費用として計上した。旧B&Gの艇庫を考えている。

〔質 疑 10:26～10:40〕

- 雑賀祥宣委員
大東体育館武道場の移設先はB&Gの艇庫という説明だが、1階のコンクリのところか。
- 大川原社会教育課長
旧の艇庫である。平屋の建物で床はコンクリであり、畳を敷かなくてはならない。そして畳の下にクッション材を入れなくては子供達の練習時に危険である。

○雑賀祥宣委員

旧の艇庫とは150号線の橋の下のことか。それは、使用できるのか。

●大川原社会教育課長

検討し、使用できると判断して大東体育館の代替施設とした。

○鈴木久男副委員長

周辺的环境に配慮しないといけないと思う。青少年のためにも、不審者の出入りや明かりの点でも心配だが、配慮しているか。

●大川原社会教育課長

しばらく使用していないため、草が生い茂り明かりがないという状況であったので、草刈りをし、明かりを設置することを考えている。

○鈴木久男副委員長

大がかりな工事費になるということだが、委託料の額はでているが、全体を使つての対応ということでイメージしてよろしいか。屋根の高さや構造的には大丈夫か。

●大川原社会教育課長

艇庫は今まで倉庫的な形で使われていた。倉庫の中身は搬出している。高さは問題ない。改造すべきところとして、ドアのたてつけは若干修繕する。委託料で今回追加するうち畳の下のクッション材の金額が大きい。

○鈴木久男副委員長

大東体育館のときのように、剣道・柔道・空手道の練習だけでなく、不特定多数の出入りを含め、大会でも使用できるか。

●大川原社会教育課長

練習場として使用する。今まで大東体育館武道場を練習で使用していた人たちが支障をきたさないという形で使うことになる。大会としての使用は考えていない。

○雑賀祥宣委員

苦慮して決定されたとは思いますが、使用する人達にきいてもらいたい。昼間ならまだよいが練習は夜間で、環境的にどうか。送り迎えも母親など保護者がするだろうが、心配である。

●大川原社会教育課長

入り口の150号線側から入る道路西側に住宅が2件あり、その道路に防犯灯をつけて明かりを確保する。艇庫の北側に広場があり駐車場として使うよう明かりをつける。総合グラウンド側の河川敷を利用した入り口は想定していない。近くにコンビニもあって明るいから、防犯灯で対応できると考えている。

○雑賀祥宣委員

あその環境を調べてみたか。以前松林では自殺者がでている。艇庫から川へ入るところを、間違つて車で進入してしまつたり子供が行つてしまつたりしないか、とても心配である。

●大川原社会教育課長

利用団体に良く周知を図り、注意を促す。

○豊田勝義委員

大東体育館で利用していたのはどのような種目か。どのくらいの団体の数か。人数も伺う。

●大川原社会教育課長

柔道が主で月曜が休館日だがほぼ毎日である。それ以外は武道場をトレーニングという形で畳の部屋を使っていた。

○中上禮一委員

剣道などは畳では無理だと思うが、実際には柔道だけになるのではないかと思うが、剣道など、他の種目はどこを使うのか。
冬の空調はどうなっているか。

●大川原社会教育課長

空調設備は今までも設置してなく、現在は空調までは考えてない。競技団体と話をする中で必要なら対応を考える。

○中上禮一委員

艇庫は海岸にあり、配慮いただいたほうがよいのではないか。

○雑賀祥宣委員

できれば場所は一考してほしい。あの場所はたぶん夜間、良い環境とは言えない。他に案はないか。

○大庭博雄委員長

このことはしっかり考えてほしい。

●大川原社会教育課長

わかりました。

○大庭博雄委員長

質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第83号 平成23年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について
賛成多数にて原案とおり可決〔中上禮一委員反対〕

休憩 10:40～10:50

②議案第84号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

[10:50～11:03]

〔国保年金課、説明10:50～11:00〕

〔質 疑11:01～11:03〕

○柴田正美委員

117頁、当初予算では1億7千万円足りないから国保税を上げたという説明だったが、3億8,000万円積み立てることができたならば、上げなくてもよかったのではないか。

●清水国保年金課長

当初予算を組むのが10月から11月である。医療費は半年以上残した段階で組む次期が来る。インフルエンザが一昨年の実績に比べ26%、4分の1に激減した。よって医療費の剰余金が出ている。

先程説明したあとの2項目である、国保税現年度分の収納率が上がり、予算額より6,747万円

確保、及び県の特別交付金が7千万円確保については全く見通しが立てない内容である。まだ実際は今年度が終わっていない。今年の夏は手足口病が流行った。3億8,000万円積み立てたが、もし冬場に感染症が流行ってまたその中から医療費を出すことになるかもしれない。昨年10月の時点で、当初8億2,000万円不足するということは、医療費が当時4%の勢いで増加している状態で見込んでいるので、当時としては見込めなかったことをご理解いただきたい。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第84号 平成23年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
賛成多数にて原案とおり可決（柴田正美委員反対）

③議案第85号 平成23年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

[11:04~11:08]

〔高齢者支援課、説明11:04~11:07〕

〔質 疑〕
なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第85号 平成23年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
全会一致にて原案とおり可決

④議案第86号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

[11:08~11:11]

〔高齢者支援課、説明11:08~11:10〕

〔質 疑〕
なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第86号 平成23年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
全会一致にて原案とおり可決

- ⑤議案第 89号 掛川市いこいの広場条例の一部改正について
- ⑥議案第 90号 掛川市安養寺運動公園条例の一部改正について
- ⑦議案第 91号 掛川市下垂木多目的広場条例の一部改正について
- ⑧議案第 92号 掛川市海洋センター条例の一部改正について
- ⑨議案第 93号 掛川市大東体育施設条例の一部改正について
- ⑩議案第 94号 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部改正について
- ⑪議案第 95号 掛川市大須賀体育施設条例の一部改正について

[11:13~11:35]

[社会教育課、説明11:14~]

[質 疑 ~11:30]

○雑賀祥宣委員

利用料の上限を定めてあるということだが、安くするならいくらでもよいのか。

●大川原社会教育課長

条例で上限を設定するので、それより高くなることはない。提案で安くしていただくことは可能で、教育委員会の承認を必要とする。

○雑賀祥宣委員

大東体育館と大須賀体育館の指定管理を外して教育委員会の管理とするということだが、代替施設を利用するときの料金はどうか。

●大川原社会教育課長

代替施設は、バレーボールやバトミントンは小中学校の体育館で、片面利用で500円である。大東体育館・大須賀体育館の利用料金も500円で、用具を使えばプラス100円などとなる。小中学校の体育館へ移った方が料金的には安くなる。

○雑賀祥宣委員

これは利用料金ではなく、使用料金として教育委員会へ払うということですね。

●大川原社会教育課長

10月以降、代替施設でということになる。小中学校の体育館は1枚500円の利用券を買っていただき、そのシールを貼ってもらうという方法である。大東体育館と大須賀体育館の「使用料」は、なくなる。

○雑賀祥宣委員

上限を決めて、安くするのはいくら安くてもいいとなると、入札段階で、「落札したら利用料を安くする」ということがあり得る。利用する市民にそれがはね返ってきて、それが市民サービスに影響するという心配あるがいかがか。

●大川原社会教育課長

公募でプロポーザルをするにあたり、市民サービスが低下しないことを前提での話になる。プロポーザルを受けた中で決定していく。料金体系についても教育委員会の承認を受けなくてはいけないという形になる。安くしすぎて市民サービスに影響を与えるのではないかという不安もある。それらを慎重に判断して金額や業者を決定するので大丈夫。

○鈴木久男副委員長

指定管理者制度になると十分利益を上げながら指定管理者ががんばらないと営業が成り立たない。料金は教育委員会がチェックするということである。これらを考えると、プロポーザルをして業者選定をする時のチェック体制が重要視されると思う。過去のプロポーザル実施の様子を聞くと、部長級がプロポーザルのチェックをして決定していくとのことである。そこに至

るプロセスの中では、現課の担当者や担当部署がチェックするのがよいと思う。あまりわからない部長級の人が審査に入っているのかなと感じる。担当課のチェックが必要でないかと、審査体制について伺う。

●大川原社会教育課長

基本的には募集要項や仕様書を担当課が作る。庁内で組織した選定委員会で選考していく。応募した業者が事業計画の中身を市民に対して平等なサービスの向上が図れるか、適正な維持管理ができるか、それらを公平な目で判断していく。

○鈴木久男副委員長

全協の中でも、直営している時よりも施設や芝生の傷みがでていた話があった。大きな修理については別に定めてやるから問題ないという当局の答弁であった。しかし収益を伴うので、それらの通常管理をおろそかにされたのでは元も子もない。チェック体制を十分やっていただきたいと思うがいかがか。

●大川原社会教育課長

協定書の中でも謳うが、必ずチェックをすることになる。チェックが仕様どおりできていないような場合はそれなりの対応をする。担当課がチェックするので、しっかりした管理ができる。

○大庭博雄委員長

市民のためになるようにしっかりやっていただきたい。
質疑を終了する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

議案第89号 掛川市いこいの広場条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第90号 掛川市安養寺運動公園条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第91号 掛川市下垂木多目的広場条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第92号 掛川市海洋センター条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第93号 掛川市大東体育施設条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第94号 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

議案第95号 掛川市大須賀体育施設条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決（雑賀祥宣委員反対）

⑫議案第96号 東遠学園組合規約の変更について

[11:34~11:41]

[福祉課、説明11:34~11:36]

[質 疑 11:37~11:41]

○高木敏男委員

議案書では、字句の整理ということだが、障害者と障がい者と2通りの使い方があるがどのような使い方か。民主党で「障がい」と表記した意向と聞いているが。

●柴田福祉課長

通常法律では「障害者」と表記されている。今回の法律第71号ではひらがなで「障がい」と表記しているが、民主党の件は承知していない。

○大庭博雄委員

ミスプリントではなく、意味のある字句でよろしいか。

●柴田福祉課長

そのように理解している。

○高木敏男委員

法律用語としては「障害」という表記でよろしいですね。

○大庭博雄委員

次の機会に説明をしてください。

以上で質疑を終了する。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第96号 東遠学園組合規約の変更について
全会一致にて原案とおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 6項目

[11:41~11:41]

閉会中継続調査申し出事項 6項目で了承

5) その他

平成23年度掛川市教育委員会の事務に関する自己点検評価報告の提出について

[11:41~11:55]

[鈴木教育政策課長 説明]

[質疑]

○高木敏男委員

委員が点検評価したことに対してどういう形で取り組んでいくか。

●鈴木教育政策課長

委員長の提言を生かしながら、評価書の作成や指摘いただいたことを表記していく。22年度の評価は23年度に生かしていきたいのだが、評価の時期が5～8月であることが課題である。22年度に評価していただいたことが23年度の後半または24年度からとなり、少し遅れることになるが、生かしていく。

○大石與志登委員

評価の基準はあるか。達成度がどこまでいけばAになるか。委員の主観的なもので決めるのか。

●鈴木教育政策課長

評価の基準は各市町で決まり、全国的な基準はない。人づくり構想かけがわにある主要な目的、施策をまず評価する。それだけでなく、プラスアルファの評価をしたらという意見もいただいたのでそれらもあわせて評価していく。概要版の13頁に各分野の基本目標と重点施策ということがあるが、平成22年度の主な取り組みとして、乳幼児教育・学校教育・社会教育と3分野にわたっている。これをベースに評価をする。22年度は数値目標が入っていないので、もう少しこれをはっきりしたほうが良いといくことで、23年度の概要版には数値目標を入れて取り組んでいる。24年度は掛川らしい評価にしていこうということである。

○中上禮一委員

教育委員による学校訪問は年何回か。

●鈴木教育政策課長

回数は不明である。教育委員は非常勤で本来の仕事ももっている方で、都合に合わせて訪問していただいている。

○中上禮一委員

評価基準は教育委員会で求めた評価基準だけでやるのか、教育委員の方が時間的な経過による達成度を見極めるという状況があるのか、本来は後者がよいと思うが、どういう考えか。

●鈴木教育政策課長

基本的には担当課で目標に対して評価項目を点検評価として記載している。この点は評価委員によく指摘をいただくところである。例えば教育委員会は月1回開催されるが、開催したから評価がBプラスとかAというのではおかしいのではないかと、中身も大切ではないかと。委員長からは、より市民目線で評価をなさいとお指摘をいただいているところである。評価の項目は経験を積んで、より市民の皆様に評価をいただけるような評価にしていかななくてはならないと考えている。

○柴田正美委員

教育委員会の議事録はあるか。

●鈴木教育政策課長

議事録はあり、インターネットで公開している。

○大庭博雄委員長

以上で終了する。

6) 閉会 11:55